議案第71号

松阪市税条例の一部改正について

松阪市税条例(平成17年松阪市条例第105号)の一部を次のように改正する。

令和2年6月18日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市税条例の一部を改正する条例

第1条 松阪市税条例(平成17年松阪市条例第105号)の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」の次に「、第 61 条 又は第 62 条」を加え、同条中「又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」を 「又は附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで、第 61 条若しくは第 62 条」に改め る。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第62条に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。 附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。 附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

- 第24条 第9条第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について、第9条第8項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第9項第4号に規定する条例で定める場合について、それぞれ準用する。
- 2 第 10 条第 1 項の規定は法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する条例で定める債権について、第 10 条第 2 項の規定は法 附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 3 第 1 項第 7 号に規定する条例 で定める場合について、それぞれ準用する。
- 第2条 松阪市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 10 条中「第 61 条又は第 62 条」を「第 63 条又は第 64 条」に、「第 61 条若しくは第 62 条」を「第 63 条若しくは第 64 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 19 項中「附則第 62 条」を「附則第 64 条」に改める。 附則に次の 2 条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第 25 条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する ための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号。次条にお いて「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第 5 条第 4 項に規定する 指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小 により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求 する権利の全部又は一部の放棄を同条第 1 項に規定する指定期間内にした場合 には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第 60 条第 4 項 に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第 314 条の 7 第 1 項第 3 号に掲げ る寄附金を支出したものとみなして、第 34 条の 7 の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第 26 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症 特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 15 年度」とあるのは、「令和 16 年度」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。